

仕様書

福島海上保安部

1 件名

(小名浜合庁) 保全管理

2 総則

福島海上保安部が管理する小名浜港湾合同庁舎の保全管理業務(以下「業務」という。)は、この仕様書による。

なお、受注者は、業務の一部(「主たる部分」を除く。)を第三者に委任し、又は請け負わせようとするとき(以下「再委託」という。)は、再委託承諾申請書(様式1)を提出し、承諾を得ること。

ただし、当庁が本仕様書において指定しているもの及び軽微な業務を再委託する場合は、この限りでない。

3 目的

この仕様書は、庁舎建築物等の清掃及び保守・点検等に関する仕様を定め、合理的かつ効率的に執行することを目的とする。

なお、本仕様による各項目は次のとおりとする。

- | | |
|-----------------------------|----------|
| (1) 共用部分清掃 | (別紙1による) |
| (2) 専用部分清掃 | (別紙2による) |
| (3) 空気環境測定 | (別紙3による) |
| (4) 特定屋外喫煙場所等の直近の庁舎等の空気環境測定 | (別紙4による) |
| (5) 昇降機保守及び点検 | (別紙5による) |
| (6) 自動ドア保守及び点検 | (別紙6による) |
| (7) 消防設備保守及び点検 | (別紙7による) |
| (8) 貯水槽清掃及び水質検査 | (別紙8による) |

4 履行場所及び履行期限

- (1) 履行場所 いわき市小名浜字辰巳町66番地

小名浜港湾合同庁舎(以下「庁舎」という。)

- (2) 履行期間 令和7年4月1日～令和8年3月31日

5 庁舎入居官署

- (1) 福島海上保安部(以下「当保安部」という。)※管理官庁
(2) 仙台検疫所小名浜出張所
(3) 横浜植物防疫所塩釜支所小名浜出張所

6 受注者の負担の範囲

- (1) 通常作業実施に必要な電気、ガス及び水道等の光熱水料は受注者の負担としない。
(2) 点検に必要な計測機器等の機材は、設備機器に付属して設置されているものを除き、受注者の負担とする。
(3) 保守に必要な消耗部品又は材料、油脂等は受注者の負担とする。

7 計画書の提出

受注者は事前に、実施体制、実施工程及び受有資格等、必要事項を記載した計画書を当保安部管理課監督職員（以下「監督職員」という。）に提出すること。

8 安全衛生管理及び危険防止の措置

- (1) 実施にあたっては、常に整理整頓を行い、危険な場所には必要な安全措置を講ずるとともに、事故の防止に努めること。
- (2) 作業場所若しくはその周辺に第三者が存する場合、又は立ち入る恐れがある場合には、危険防止に必要な措置を監督職員に報告のうえ、当該措置を講じること。

9 報告書

作業終了後、各作業報告書を、速やかに当保安部管理課検査職員（以下「検査職員」という。）に提出し、確認を受けること。

なお、必要に応じ劣化状況等を示す写真及び図面を提出すること。

10 検査

本件は、四半期毎に業務終了後、検査職員に対し業務完了報告書（当庁様式）を提出し、検査を受け合格判定を受けるものとする。

11 代金の支払

受注者は四半期毎に、前項の検査合格後、当該期間中における代金を請求するものとし、各入居官署は、適法な請求書を受理後、支払うものとする。

なお、各入居官署の分担額については、当保安部から受注者に通知する。

12 その他

本仕様書に定める事項について、履行期間中に疑義が生じた時は、監督職員と協議のうえ、その指示に従うこと。

別紙1 共用部分清掃

共用部分清掃は、次の事項を実施すること。

1 受注者の負担の範囲

- (1) 通常清掃に必要な電気及び水道の光熱水料は、受注者の負担としない。
- (2) 清掃に必要な資機材は、受注者負担とし、衛生消耗品は特記がない限り支給品とする。

2 清掃の範囲

- (1) 庁舎共用部分の日常及び定期清掃を行う。
- (2) 日常清掃の開始時刻は、原則平日の毎日午前8時30分からとするが、監督職員と協議のうえ変更可能とする。

ただし、「行政機関の休日に関する法律」に規定する休日は、特に指定する場合のほか清掃は行わない。

定期清掃は監督職員の指示により、共用部分の床面清掃、窓ガラス清掃及び敷地内除草を年2回行うこと。

- (3) 清掃は、別表1に掲げる区分とし、清掃実施面積は、別表2及び2-1のとおりとする。

- (4) 次に掲げる部分の清掃は、特記がない限り省略できる。

ア 家具等があり清掃不可能な部分

イ 電気が通電されている部分又は運転中の機器が近くにある等、清掃が極めて危険な部分

3 作業時の留意点

- (1) 一般廃棄物処理（日常清掃）

各階の指定場所に集積されているゴミをそれぞれ可燃物・不燃物に分別収集し、敷地内に設置してある専用収集箱に取り纏めて入れること。

- (2) 床面清掃ワックス塗布（定期清掃）

ア 工程 掃出し一清掃（洗浄用ブラシ）一乾燥一ワックス塗布一乾燥

イ 使用材料 中性アルコール系液状洗剤・樹脂ワックス

ウ 範囲 ビニル床シール仕上げ床面

- (3) タイル部分洗浄（定期清掃）

ア 工程 掃出し一清掃（洗浄用ブラシ）一乾燥

イ 使用材料 中性アルコール系液状洗剤

ウ 範囲 タイル張り床面

- (4) 敷地内除草及び処分（定期清掃）

別表3の除草箇所（A～H）の雑草を機械及び人力により除草し、刈り取った雑草は、受注者が適法に処理すること。

また、植込み及び敷地内にある植栽の刈込みを行うこと。

4 清掃従事者の遵守事項

- (1) 清掃は誠実に行うこと。

- (2) 施錠した場所に立ち入る場合は、監督職員に申し出ること。

- (3) 電気・水道は、経済的に使用すること。

5 作業確認

清掃終了後に、検査職員に報告し検査を受けること。

なお、検査の結果、手直しを命ぜられた場合は、直ちに手直しすること。

6 資機材の保管

清掃に使用する資機材及び衛生消耗品は、監督職員より指示された場所に整理し保管すること。

7 その他

清掃従事者は、身分証明書を携行し、監督職員の求めに応じて、何時でも提示出来ること。

別紙2 専用部分清掃

専用部分清掃は、次の事項を実施すること。

1 受注者の負担の範囲

- (1) 通常清掃に必要な電気及び水道の光熱水料は、受注者の負担としない。
- (2) 清掃に必要な資機材は受注者負担とする。

2 清掃の範囲

- (1) 小名浜港湾合同庁舎内の横浜植物防疫所塩釜支所小名浜出張所 事務室の定期清掃を行う。
- (2) 定期清掃は植物防疫所職員の指示により、専用部分の床面清掃及び窓ガラス清掃を年1回行うこと。
- (3) 清掃は、別表4に掲げる区分、面積のとおりとする。
- (4) 次に掲げる部分の清掃は、特記がない限り省略できる。
 - ア ロッカー・家具等があり清掃不可能な部分
 - イ 電気が通電されている部分又は運転中の機器が近くにある等、清掃が極めて危険な部分

3 作業時の留意点

- (1) 床面清掃ワックス塗布（定期清掃）
 - ア 工程 掃出し—清掃（洗浄用ブラシ）—乾燥—ワックス塗布—乾燥
 - イ 使用材料 中性アルコール系液状洗剤・樹脂ワックス
 - ウ 範囲 Pタイル仕上げ床面
- (2) 窓ガラス清掃（定期清掃）
 - ア 工程 ガラス面に適正に希釈した中性洗剤を塗布—汚れを除去—ガラススクリーニングで汚水除去—清拭
 - イ 使用材料 中性アルコール系液状洗剤

4 清掃従事者の遵守事項

- (1) 清掃は誠実に行うこと。
- (2) 施錠した場所に立ち入る場合は、植物防疫所職員に申し出ること。
- (3) 電気・水道は、経済的に使用すること。
- (4) 業務中は、見苦しい言動や態度を慎むこと。

5 清掃の確認

清掃終了後に、植物防疫所職員に報告し検査を受けること。検査の結果、手直しを命ぜられた場合は、直ちに手直しすること。

6 資機材の保管

資機材は、植物防疫所職員から指示された場所に整理し保管すること。

7 その他

清掃従事者は、身分証明書を携行し、植物防疫所職員の求めに応じて、何時でも提示出来るようにすること。

別紙3 空気環境測定

空気環境測定は、次の事項を実施すること。

1 測定方法は、「人事院規則」及び「労働安全衛生法」等関連法に基づき実施すること。

2 測定項目は、次に掲げるものとする。

- (1) 浮遊粉塵の量
- (2) 一酸化炭素の含有率
- (3) 二酸化炭素の含有率
- (4) 温度
- (5) 相対湿度
- (6) 気流

3 作業は、5月、7月、9月、11月、1月、3月のそれぞれ監督職員が指示する日の午前9時30分から午後4時までの間に下表の測定箇所において、午前1回、午後1回実施すること。

測定階	測 定 節 所		
1 階	ロビー		
2 階			
3 階	交通課執務室 次長室	警備救難課執務室	司令室
4 階	管理課執務室 部長室	西側次長室 留置室	東側次長室 船艇職員待機室
5 階	廊下		

4 測定結果は、次の項目ごとに記入した報告書を作成し提出すること。

- (1) 測定日時
- (2) 測定方法
- (3) 測定箇所
- (4) 測定条件
- (5) 測定結果
- (6) 測定を実施した者の氏名
- (7) 測定に基づいて、改善措置を要すると認めたときは、その内容

別紙4 特定屋外喫煙場所等の直近の庁舎等の空気環境測定

特定屋外喫煙場所等の直近の庁舎等の空気環境測定は次の事項を実施すること。

- 1 測定方法は、「人事院規則」及び「労働安全衛生法」等関連法に基づき実施すること。
- 2 測定項目は、次に掲げるものとする。
浮遊粉じん濃度
- 3 作業は、別紙3の測定に併せ、午前9時30分から午後4時までの間に測定地点（場所）において1回実施すること。
- 4 測定場所は、監督職員の指示する、庁舎5階廊下及び庁舎4階船艇職員待機室とする。
- 5 測定方法は、屋内側に1m入った地点（床上約1.2mから約1.5mまでの一定の高さ）を目安に実施すること。測定については、1箇所につき、下の2条件で実施すること。
 - (1) 測定地点に喫煙者がいない状態にした上で、測定地点通用口及び窓を開放した数分後に浮遊粉じん濃度の測定を1分間隔で行い、測定値（バックグラウンド値）が安定していることを確認すること。
 - (2) 喫煙者が最も多いと思われる条件で本測定を行うこと。
測定は、喫煙を開始した時点を始点とし、測定時間は喫煙を開始してから5分後までを目安とし、測定間隔は1分を目安とすること。
測定のタイミングについては、監督職員と協議して決定すること。
- 6 測定結果は、次の項目ごとに記入した報告書を作成し提出すること。
 - (1) 測定日時
 - (2) 測定方法
 - (3) 測定箇所
 - (4) 測定条件
 - (5) 測定結果
 - (6) 測定を実施した者の氏名
 - (7) 測定に基づいて、改善措置を要すると認めたときは、その内容

別紙5 昇降機保守及び点検

昇降機の保守及び点検は、次の事項を実施すること。

1 対象設備

ロープ式エレベーター(三菱電機株式会社)

製番 P13-CO-60

要途 乗用(車椅子兼用)

定員 13名(900Kg)

2 目的

設備の保守は、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第129条の3から同条の13までに規定する、設備各部の構造及び安全装置に関する基準を保持し、もって設備を正常に運転し、また、安全装置を確実に作動させ人身事故の発生を未然に防止することを目的とする。

3 受注者の資格

受注者は、建築基準法に基づき国土交通大臣が交付する、昇降機等検査員資格者証の交付を受けた者であること。

4 点検内容・項目及び作業周期

(1) 技術者派遣点検

建築保全業務共通仕様書に基づき、定期的に計画的な保全作業(点検・手入れ・給油・調整・清掃作業等)を実施すること。

(2) 保守整備

ア 毎月、定期的に下表の昇降機点検項目に従い点検を行うこと。

イ 年1回、有資格者により、設備全般にわたる状態の検査を実施すること。

ウ 定期点検にあわせ、調整、清掃及び注油等維持的作業のほか保守整備(補修及び構造部材、電気系統の部品並びに機械の部品の交換等)等を実施すること。

なお、受注者は、損耗の状態を勘案して適宜の時期に部材等の交換を行うこと。

ただし、次の事項については、本仕様書による整備の対象としない。

(ア) 使用者の故意又は過失による損傷の修理。

(イ) 設備の塗装・メッキ直し・かご床タイル・意匠部品の新替。

エ 遠隔監視サービスを設置した場合は、エレベーターの運転状態を遠隔監視装置により監視すること。

5 隨時点検

受注者は、前項のほか監督職員から点検実施依頼を受けたときは、速やかに随時点検を実施すること。

6 交換部品等の処理

交換等により発生した物品は、監督職員に提示し確認を受け、適法に処分すること。

昇降機点検項目

点検項目	点検及び保守内容	修理等の措置
1 昇降路内各機器 (1) 上部綱車 (2) かご綱車 (3) ロープ (4) ガイドレール (5) つり合いおもり (6) 移動ケーブル (7) 上下リミットスイッチ (8) 制動ボックス	1 各機器の作動の良否を確認し、作動不良の場合は調整する。 2 綱車については、ロープ溝の磨耗の有無を点検する。	
2 昇降路内環境状態	1 昇降機に係る設備以外のもの有無を点検する。 2 昇降路の亀裂及び損傷の有無を点検する。	1 設備以外のものがある場合、排除する。 2 亀裂又は損傷がある場合は、損傷箇所を調査する。
3 かご廻り (1) 照明 (2) 操作盤 (3) 表示 (4) 着床装置 (5) 給油機 (6) ガイドシュー (7) 非常停止装置 (8) ドア (9) 敷居 (10) セーフティーシュー (11) ドアガイドシュー (12) ドア開閉装置 (13) インターホーン (14) 停電灯 (15) 荷重検出装置	各機器の作動及び取付の良否を確認し、異常のある場合は調整する。	
4 かごの運行状態	乗り心地、着床段差等の運行状態の良否を確認し、不良の場合は調整する。	
5 乗場廻り各機器 (1) 乗場ボタン及び表示灯 (2) 解錠装置 (3) 乗場のドア (4) 敷居	各機器の作動及び取付の良否を確認し、異常のある場合は調整する。	

6 ピット内各機器 (1) 卷上機 (2) 主綱車 (3) ブレーキ (4) パルスエンコーダー (5) 整速機 (6) 緩衝器	各機器の作動及び取付の良否を確認し、異常のある場合は調整する。	
7 ピット廻り環境状態	1 漏水の有無を点検する。 2 汚れ及び昇降機に係る設備以外のものの有無を確認する。	1 漏水がある場合は、漏水箇所を調査する。 2 汚れ又はエレベーター以外のものがある場合は、清掃又は撤去する。
8 付加装置 (1) 地震時管制運転装置 (2) 火災時管制運転装置 (3) 停電時管制運転装置 (4) 音声合成オートアナウンスシステム (5) 車椅子仕様	各機器の作動及び取付の良否を確認し、異常のある場合は調整する。	

別紙6 自動ドア保守及び点検

1 目的

設備各部の構造及び安全に関する基準を保持し、常時、安全確実に作動させ、人身事故発生の未然防止を図ることを目的とする。

2 対象設備

寺岡ファシリティーズ製 (引分自動ドア) 1台
型番 200KLCM

3 受注者の要件

受注者は、業務に関し十分な知識及び技術を有する者であること。

4 業務の時期及び実施項目

受注者は、業務を年4回（5月、8月、11月、2月）、下表により実施すること。

5 点検項目及び作業周期

(1) 受注者は、前項のほか監督職員から点検実施依頼を受けたときは、速やかに随時点検を実施すること。

また、監督職員が臨時に業務の必要を認め、指示したときは、速やかに実施すること。

(2) 業務の結果、補修または部品交換が必要と認められた場合は、監督職員と協議のうえ、その指示に従うこと。

6 部品等の処理

本業務に伴い発生した部品等は、受注者において適法に処理すること。

7 修理等の措置

点検の結果、補修が必要と認められる場合は、監督職員と十分協議のうえ、その指示に従うこと。

自動ドア点検項目及び周期

箇所	点検項目	周 期		
		各四半期	半 期	年一回
ドア	ドアの傷	○		
ア	異音	○		
・	ドアと(無目・中間位置・方位・枠・ガイドレール・床面)の隙間	○		
サ	全開時の戸先隙間	○		
シ	トップピポットの締結	○		
部	ステッカーの確認	○		
懸	ハンガーレールの汚れ	○		
架	吊車の汚れ、磨耗、損傷	○		
部	作用アームの締結	○		
アームと駆動軸の磨耗	○			
ストッパーの締結		○		
吊車の締結磨耗		○		
ハンガーレールの締結磨耗				○
動	異音	○		
力	エンジンの締結		○	
部	駆動軸の変形		○	
・	防振ゴムの変形		○	
作	従動ブーリの締結		○	
動	チエーン・ワイヤの締結・張り・磨耗		○	
部				
制	開閉速度	○		
御	開き角速度	○		
装	徐行速度	○		
置	開き保持時間	○		
	制御装置の締結	○		
セ	センサの検出範囲	○		
ン	センサの締結	○		
サ	補助センサの作動	○		
部	補助センサの締結	○		
電	総合動作(通常開閉動作・反転動作)	○		
気	電線の支持・接続		○	
回	電源・電圧(AC100V)			○
路	絶縁抵抗(AC100V及び電動機回路)			○

別紙7 消防設備保守及び点検

1 対象設備

- (1) 自動火災報知設備
- (2) 防火排煙設備
- (3) 誘導標識設備
- (4) 消火器設備

2 目的

消防法の規定に基づき点検し、必要な措置を施すことにより、有事に際し完全機能を発揮させることができるように維持管理すること。

3 受注者の要件

受注者は、関係法令に基づく資格を有する者であること。

4 点検項目及び作業周期

点検及び保守はその項目に対応する作業を行い、必要に応じて、保守その他の措置を講じるものとし、外観・機器点検及び総合点検を1月に、外観・機器点検を7月に実施すること。

また、上記以外の事項であっても、監督職員が点検の必要を認め、指示したときは、速やかに臨時点検を実施すること。

なお、点検項目は下表による。

5 受注者の遵守事項

受注者は、業務を実施する際、次の各号に掲げる事項を遵守すること。

- (1) 誠実に実施し、設備の維持に努めること。
- (2) 資格者免状を携帯し、予め監督職員に提示し、確認を受けること。
- (3) 常用電源関係の調査を必要とする場合は、予め監督職員に申し出ること。
- (4) 室内に立ち入るときは、在勤者等関係者の承諾を受けること。
- (5) 監督職員又は関係者から出された疑義については、適切に回答すること。

点検項目(設備)	数 量	点検及び保守内容
1 自動火災報知器		
(1) 受信機(P型1級)	1台	外観・機器点検及び総合点検
(2) 総合盤	6台	
(3) スポット型感知器(差動式)	72個	
(4) スポット型感知器(差動式)	2個	
(5) スポット型感知器(定温式)	7個	
(6) スポット型感知器(定温式)	5個	
(7) スポット型感知器(光電式)	14個	
(8) 発信機(P型1級)	6個	
(9) 電鈴	6個	
(10) 表示灯	6個	
(11) 予備電源	1式	
(12) 常用電源	1式	
2 防火排煙設備		
(1) 防火戸	4基	
(2) スポット型感知器(光電式)	4個	
(3) 自動閉鎖装置	4個	
(4) 予備電源	1式	
3 誘導標識設備		
(1) 誘導標識	3枚	
(2) 避難口誘導灯	11枚	
(3) 通路誘導灯	2枚	
4 消火器設備		
消火器(ABC10型)	17本	

別紙8 貯水槽清掃及び水質検査

1 対象設備

受水槽 (FRP製 容量4.5t 有効水量3.0t) 1基

高架水槽 (FRP製 容量1.5t 有効水量1.0t) 1基

2 受注者及び作業従事者の要件

作業従事者のうち1名は、貯水槽清掃作業監督者の資格を有する者であること。

3 点検及び保守

水道法または、県条例に基づき、点検・清掃は、次表に定めるところにより1月に実施すること。

受水槽及び高架水槽点検項目

点検項目	点検及び保守内容
1 基礎	1 亀裂、沈下等の有無を点検する。 2 架台の発錆、腐食等の劣化の有無を点検する。劣化が軽微の場合は補修する。
2 本体	1 水漏れ及び外面の発錆、腐食、損傷等の劣化の有無を点検する。劣化が軽微の場合は補修する。 2 内面の腐食、損傷等の劣化の有無を点検する。劣化が軽微の場合は補修する。 3 マンホールの密閉状態及び施錠の良否を点検する。
3 付属装置 (1) ボールタップ及び定水位弁 (2) 水面制御及び警報装置 (フロートスイッチ・レベルスイッチ・電極棒)	1 浸水及び変形、損傷等の有無並びに作動の良否を点検する。浸水がある場合は調整する。 2 汚れ及び腐食、損傷等の劣化の有無を点検する。汚れがある場合は洗浄する。 3 作動の良否を点検する。作動不良の場合は調整する。
4 付属配管	変形、腐食、損傷等の劣化の有無及び防虫網の詰りを点検する。

4 清掃手順

(1) 一般事項

ア 作業は、健康状態の良好な者が行うこと。

イ 作業衣類及び使用器具は、上水用のものであって、作業直前に塩素噴霧消毒(50ppm)したものを着用又は使用すること。

ウ タンク内の照明、換気等に注意して事故防止を図ること。

エ 清掃の周期は、年1回とする。

(2) 清掃作業

ア タンク内の沈殿物質、浮遊物質及び壁面等に付着した物質を除去し洗浄する。

なお、壁面等に付着した物質の除去は、タンク内の材質に応じ、適切な方法で行うこと。

イ 洗浄に用いた水は、完全にタンク外に排水するとともに、タンク周辺の清掃を行うこと。

ウ 清掃終了後は配管内等から停滞水の逆流により、錆等がタンク内に流入しないようすること。

(3) 消毒作業

ア 清掃終了後、次亜塩素酸ナトリウム(10%濃度)を使用し、タンク内の消毒を3回実施すること。

なお、消毒溶液濃度は下記のとおりとし、各消毒後の放置時間を30分とするこ

と。

1回目 30~50ppm

2回目 消毒液濃度(10%濃度)

3回目 80~100ppm

イ 消毒は、タンク内面に高圧洗浄機等を利用して、噴霧により消毒薬を吹き付けること。

ウ 消毒に用いた薬液は、完全にタンク外へ排水すること。

エ 消毒終了後は、タンク内に人の立入りを禁止する措置を講じること。

(4) 水張り

消毒終了後30分以上経過した後、洗浄、排水のうえタンク内に注水し、同完了後に残留塩素を測定し0.1mg/l以下となるよう調整すること。

5 水質検査

タンクの注水終了後、給水栓及びタンク内の水について、次に掲げる項目の水質検査の測定を行い、全て基準値以内又は異常の無いことを確認すること。

なお、検査を実施する機関は、水道法第34条の2第2項の規定に基づき厚生労働大臣が指定したものであること。

- | | |
|-------------------|-------------------------|
| (1) 一般細菌 | 100個/m ¹ 以下。 |
| (2) 大腸菌 | 検出されないこと。 |
| (3) 亜硝酸態窒素 | 0.04mg/㍑以下。 |
| (4) 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 | 10mg/㍑以下。 |
| (5) 塩化物イオン | 200mg/㍑以下。 |
| (6) 有機物 | 3mg/㍑以下。 |
| (7) pH値 | 5.8~8.6 |
| (8) 味 | 異常でないこと。 |
| (9) 臭気 | 異常でないこと。 |
| (10) 色度 | 5度以下。 |
| (11) 濁度 | 2度以下。 |

6 作業終了後の確認・検査

作業終了後、前項の厚生労働大臣が指定した機関の水質試験検査報告書を検査職員に各1部提出し確認受けること。

再委託（変更等）承諾申請書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

第二管区海上保安本部長 ○○ ○○ 殿

受注者 住所
氏名

印

令和 年 月 日付け契約の「
 契約（令和 年度 第 号）」
 （契約金額（税込み） 円）に関して、下記のとおり申請するので、手続き方
 お願いします。

記

1. 再委託の（変更等）承諾を申請する相手方の名称、住所、業務及びその範囲、必要性、
 業務の契約（予定）金額（総計）

別紙「履行体制に関する書面」のとおり

2. 再委託の（変更等）承諾を申請する業務の契約金額の根拠 [該当する項目に○を付す]

- ・業務の再委託に関し、当該業務の履行（予定）者から、入札書・見積書を徴収した
 結果（この場合、その「写し」を添付）

- ・継続的な履行関係が存在する（この場合、その証明書（契約書、協定書）の「写し」
 を添付）

- ・その他（ 令和 年 月 日付け提出した参考見積書等のとおり。 ）

3. その他特記事項

令和 年 月 日

受注者氏名

殿

令和 年 月 日付けで申請のあった上記については、承諾したので、その旨通知する。
 なお、承諾内容等に変更等が生じる場合は、あらかじめ協議すること。

また、当該承諾内容等の履行については、次のことを承諾の条件とする。

- ① 受注者は、再委託の相手方に対し業務の適正な履行を求める。
- ② 受注者は、再委託業務に係る契約書、請求書、領収書などの書類を提出させた場
 合は、適切に保管し、事後において履行の確認ができるように徹底すること。
- ③ 受注者は、発注者（支出負担行為担当官等）からの求めに応じ、②の書類の写し
 を提出すること。

支出負担行為担当官

第二管区海上保安本部長 ○○ ○○ 印

履行体制に関する書面

令和 年 月 日

(請負者)	
株式会社○○○○	

(再委託先1)	
株式会社○○○○	
住所	
TEL	
代表者氏名	
担当業務範囲等	
契約(予定)金額(総計)	

(再々委託先1)	
株式会社○○○○	
住所	
TEL	
代表者氏名	
担当業務範囲等	

(再委託先2)	
株式会社○○○○	
住所	
TEL	
代表者氏名	
担当業務範囲等	
契約(予定)金額(総計)	

(再々委託先2)	
株式会社○○○○	
住所	
TEL	
代表者氏名	
担当業務範囲等	

(再委託先3)	
株式会社○○○○	
住所	
TEL	
代表者氏名	
担当業務範囲等	
契約(予定)金額(総計)	

(再々委託先3)	
株式会社○○○○	
住所	
TEL	
代表者氏名	
担当業務範囲等	

(再委託先4)	
株式会社○○○○	
住所	
TEL	
代表者氏名	
担当業務範囲等	
契約(予定)金額(総計)	

(再委託先5)	
株式会社○○○○	
住所	
TEL	
代表者氏名	
担当業務範囲等	
契約(予定)金額(総計)	

別表 1

小名浜港湾合同会社清掃実施基準表

業務	業務区分	業務内容	業務区域		各階廊下 EVホール	階段室	湯沸室	各階便所	EV内	1階倉庫	供用会議室	屋外 外回り
			エントランス ホール	各階廊下								
床面の掃除	自在幕、掃除機等による除塵	1／日	1／日	1／日								
床面のモップ掛け	汚れや水滴等のモップ拭	1／日	1／日	1／日								
扉ガラス	自動ドア乾拭	1／日										
紙屑・ゴミ処理	湯沸室ゴミ箱のゴミ処理、可燃物、不燃物分別				1／日	1／日						
茶殻等生ゴミ処理	生ゴミを処理する				1／日	1／日						
常流し台、衛生陶器水洗い	洗浄				1／日	1／日						
扉	部分拭き				1／日	1／日						
清汚物容器	汚物処理				1／日	1／日						
衛生消耗品	補給				1／日	1／日						
鏡	乾拭				1／日	1／日						
掃フロアマット	防塵	1／日	1／日									
壁・扉・操作盤	部分拭き(水拭き)								1／日			
床面清掃ワックス塗布	樹脂ワックスによる仕上げ補修	2／年	2／年	2／年	2／年	2／年				2／年	2／年	
定期清掃	タイル部分洗浄	2／年										
	表面洗浄											
	窓ガラス磨き	2／年		2／年						2／年	2／年	
	敷地内除草及び処分	除草及び植栽の手入れ										2／年

別表 2 小名浜港湾合同庁舎清掃面積

床面ほか

	清掃箇所	面 積(m ²)
一 階	エントランスホール・ 交通面積	163.66
	階段室	59.72
小 計		223.38
二 階	共用会議室	95.10
	湯沸室	1.90
	男子便所	10.48
	女子便所	7.72
	交通面積	125.69
	階段室	59.72
小 計		300.61
三 階	男子便所	10.68
	女子便所	7.71
	多目的便所	4.88
	湯沸室	1.89
	交通面積	128.65
	階段室	59.72
小 計		213.53
四 階	男子便所	10.69
	女子便所	7.72
	湯沸室	1.8
	交通面積	131.23
	階段室	59.72
小 計		211.16
五階	階段室	27.55
合 計		976.23

※	日常清掃面積計(共用会議室は除く)	881.130 m ²
	定期清掃面積計	976.230 m ²
	敷地内除草面積計	156.24 m ²

別表 2-1

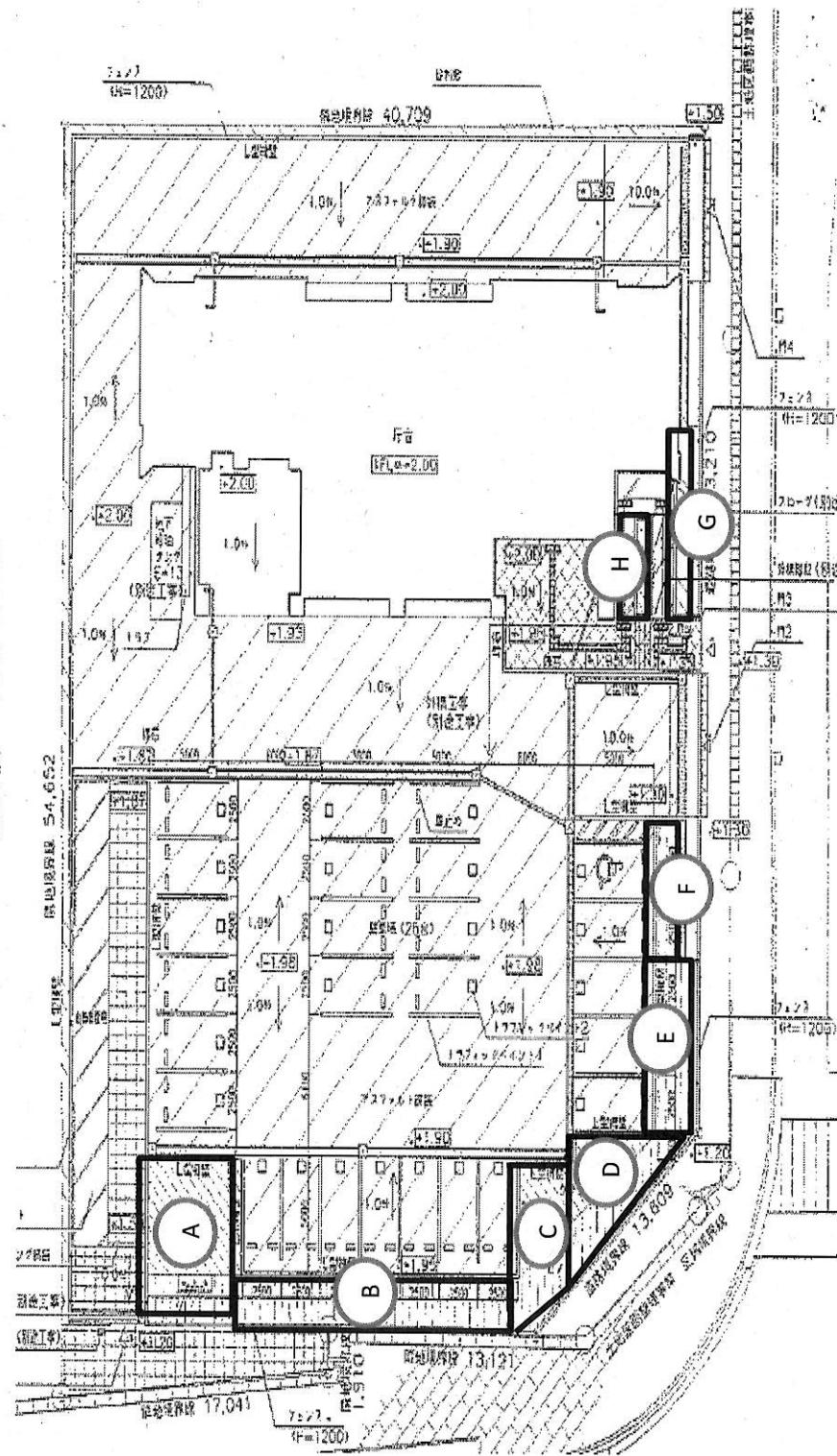
ガラス

清掃箇所	枚数	面積(m ²)
エントランスホール	8	18.60
東側駐車場出入り口	1	4.80
西側駐車場出入り口	1	4.80
2階共用会議室	13	15.10
便所		
二階	4	2.10
三階	4	2.10
四階	4	2.10
東側階段		
一階	7	8.14
二階	7	8.14
三階	7	8.14
四階	7	8.14
西側階段		
一階	7	6.69
二階	7	6.69
三階	7	6.69
四階	7	6.69
五階	7	6.69
計	98	115.61

別表3

除草面積図

面積記号	計算式	合計	面積記号	計算式	合計
A	5.0×6.0	30	F	2.0×7.25	14.5
B	2.0×18.0	36	G	1.6×7.2	11.52
C	$(6.0 + 7.3) \times 3.6 \div 2$	23.94	H	0.9×4.2	3.78
D	$6.1 \times 6.0 \div 2$	18.3			
E	2.8×6.5	18.2			
総面積		156.24 m²			



別表 4

小名浜港湾合同厅舎専用部分清掃実施基準表

業務	業務区分	業務内容	業務区域		横浜植物防疫所塙金支所小名浜出張所 面積(m ²)
			清掃周期		
定期清掃	床面清掃ワックス塗布 窓ガラス磨き(20枚)	樹脂ワックスによる仕上げ補修 洗浄	1／年		52.56
			1／年		8.33